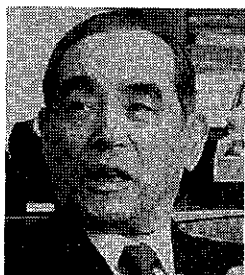


# 会 報

## 公認会計士三田会



### ひとつの雛形を

塾長 石川 忠雄

公認会計士三田会は、全国の数多い三田会のなかでも、きわめてユニークで、しかも活発な活動を続けている団体である。

この公認会計士三田会の特色のひとつは、他の三田会の殆んどが会員相互の親睦を第一義としているのに対して、公認会計士という職掌柄もあって、親睦もさることながら、その資質の向上と専門領域での情報の交換という、別の側面での交流にも、十分配慮して運営されていることが指摘されよう。

例えばこの「会報」の発行もその一環として行われているもので、今回はその第12号に当たる。

勿論「三田会」は基本的には、それを構成する会員相互の親睦を図ることを目的とすることは、今後も変わるまいと思うけれども、生涯学習ということが、明日の社会の大きい課題となることを考えると、三田会がただ単に親睦だけの団体であってよいかどうかは、ひとつの検討課題であることは確かである。

塾長としての立場でなく、全くの私見として申せば、今後の三田会の在り方としては、福澤先生が明治13年に、わが国最初の社交倶楽部として組織され、いまも銀座にあって連綿として続いている「交詢社」のもつ機能が、今後三田会でも考慮

されてよい側面ではないか。その機能とは、「交詢社」という名の由来でもある、「知識交換、世務諮詢」といった側面である。

交詢社のもつ特色のひとつとして、それを構成するメンバーが各職種に跨り、極めて多彩なことを挙げることができるが、三田会の場合、その多様さにおいて、遙かにそれを上廻るものといわねばなるまい。決定的な相違は交詢社は男子だけのメンバーで構成されていることである。

けれども知識の交換という面だけを取り上げてみても、男性相互のそれよりも、女性を含めての場合の方が、より豊かな実りが期待されるのではないか。

殊にその時々々の世務の諮詢に応えるためには、多数の女性会員をメンバーとして持つ三田会に、交詢社のそれとはまた違った役割を、私は期待したいのである。

ともあれ日本に、大福帳とは違った西洋簿記の法を伝えたのは、ほかでもない福澤先生であった。その先生を創立者として仰ぐ慶応義塾の卒業生各位によって構成されている公認会計士三田会が、一層の充実発展を遂げ、三田会の今後の在り方についても、ひとつの雛形を示してほしいものと考えているところである。

# 公認会計士三田会会報 (第12号)

(昭和63年 1月13日)

## — 目 次 —

1. 巻 頭 言……………塾 長 石川 忠 雄……………1 —「ひとつの雛形を」—	
2. 小会社監査の商法改正の展望……………衆議員議員 田村 元……………3 — 公認会計士監査に対する期待 —	
3. 中小会社監査の商法改正構想……………商学部教授 會田 義 雄……………4 — 最新西独事情との比較論から —	
4. 中小会社の調査はどうなるか……………法学部教授 倉 沢 康一郎……………7 — 法制審・商法部会審議の今後 —	
5. “四月危機”・所感……………昭30年経済卒 村山 徳五郎……………9 — 世界会計士会議・ぐち話から —	
6. 栄ある塾出身の公認会計士像……………昭13年経済卒 藤井 博……………10 — 若き血の公認会計士への期待 —	
7. 公認会計士と税理士業の両立……………昭26年経済卒 向山 清 志……………12 — 監査と税務業務とに關聯して —	
8. 公認会計士と弁護士業の両立……………昭31年経済卒 吉田 弘 保……………13 — 不動産鑑定士業務をも兼ねて —	
9. <社中交歓>	
① 監査法人のMS業務を巡って……………昭33年経済卒 小林 俊 一……………15 — MS業務での新しい戦略展開 —	
② システム監査の展開を巡って……………昭35年経済卒 徳江 陞……………16 — コンピューター会計の新時代 —	
③ 会計の理論と実務を巡って……………昭44年経済卒 小幡 恭 弘……………18 — 我が国の会計教育の新課題 —	
④ 国際会計事務所の監査業務を巡って……………昭42年経済卒 青木 雄 二……………19 — 国際的会計基準への対応 —	
10. 公認会計士三田会有資格者の現況……………昭22年経済卒 西野 清……………21 — 士補合格13年連続首位の記録 —	
11. 義塾の近況 — 昭和62年 — ……塾・広報課長 田 辺 久 夫……………25	
12. <参考資料> 東証全上場会社の監査実態・監査法人等一覧表……………27	
13. <研究資料> 「商法・有限会社法改正試案」に対する意見(抄)……………日本公認会計士協会……………28	

## 小会社監査の商法改正の展望

— 公認会計士監査に対する期待 —



衆議院議員 田村 元

はじめに公認会計士三田会が公認会計士の大学卒業後の生涯研修の場として、また将来を担う後輩たちの育成の場として積極的な役割を果たしてこられたことに対し、塾員の一人として、また公認会計士制度振興議員連盟の一員としても、深い敬意を表します。

さて、現在我が国経済は技術革新・情報化の進展等により新しい発展の時代を迎えている。また国際的には、調和ある対外経済関係の形成と世界経済の活性化に向けて、我が国がその国際的地位にふさわしい貢献をなすことが、強く期待されている。

このように我が国を取り巻く内外の環境が大きく変化する中で、企業活動は益々、多様化・高度化しつつある。企業経営の激動の時代にあっては、その会計も必然的に複雑化せざるをえない。企業会計を簡明にして要を得たものとし、進んでその内容を公表し、経営者責任を明確にして利害関係者に経営の実態を広く知らせることが、経営者に従来にも増して要求されている。経営者が公表する会計の内容は公認会計士が監査することによって初めて信頼が得られるものであり、職業的専門家としての公認会計士制度は今後益々、その重要性が高まるものと考えます。

他方、我が国には同族的企業を始めとして200万余の小会社が存在し、その多くが内部統制組織が整っていない状況にある。この理由としては会社の規模が小さいために従業員そのものが少ないこと、経営者の内部統制組織の重要性に対する認識の遅れ等があるものと思われる。即ち小会社であればある程監査受入体制は経理処理・内部統制組織の両面とも不十分であると考えられる。

このような状況の中で商法・有限会社法の改正について法務省法制審議会商法部会で審議が行われており、昨年5月には「改正試案」が公表されている。この「改正試案」の中には公認会計士以外に税理士も含めた会計専門家を会計調査人とし、小会社に対して簡易な監査である「調査」を行う、所謂「会計調査人の調査」制度が位置付けられているのである。

この「調査」は監査と同様計算書類の適正性の担保手段となることを求めながら、他方でその心証の程度を「一応の確からしさ」でよいとし、監査を簡易化しようとするものである。しかしながらこれについては統一的・客観的基準の設定は極めて困難であり、社会的信頼を得られる監査制度としては定着しないおそれがあるとの批判が各界から寄せられていると承知しています。

この問題は抑々「監査とは何か」、「監査が機能するための条件は何か」の原点に立ち帰って考えるべき問題ではないかと考えます。先ず小会社において計算書類の監査は実際にどう役立つのかを利用者という観点から見るのが重要であり、また小会社が監査を受け入れられる体制にあるかを見極めることが必要である。一口に債権者保護といっても、小会社にとっての債権者は金融機関であり、あるいは企業間信用というかたちで生じる取引先である。金融機関は基本的には、小会社に対しては常に有担保、第三者保証といった形で債権を保全しており、取引先との企業間取引は原則として月次で発生し、債権回収のタイミングも

それに合わせて行われるため、そのような小会社の年一回の計算書類の開示は債権者にとって、さ程メリットがあるとは思われない。

他方、会社規模が大きくなればそれ相応に債権者数も多くなり、また財務数値も比較的安定するため、年一回の財務情報は債権者に役立つものとなってくる。また前述したように小会社は内部統制組織等監査受入体制は不備であるが、これも会社規模が大きくなるにつれ、整ってくるものと思料される。

従って監査制度を導入するに当たっては、債権者及び株主の利害調整やその他投資家の判断資料として役立つものとするため、会社規模等対象となる会社の現状を見定める必要があるものと考えられる。また忘れてならない重要なことは、監査とは会社の計算書類の適正性を担保する第三者証明の機能を果たすものでなければならないということであり、その簡易化には慎重に対応しなければならないということである。

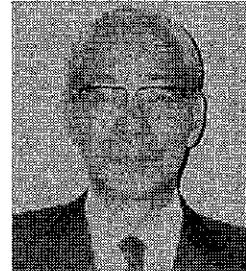
昨年5月に公表された「改正試案」に対しては学界をはじめとし各界の意見が寄せられている。特に「会計調査人の調査」に対しては日本公認会計士協会や中小企業団体等から数多くの反対意見が提起されているところである。このため法務省にあっては当初63年であった商法改正の法案提出のスケジュールを延期して慎重審議を行っている。

いずれにせよ、本問題は「監査とは何か」「監査が機能するための条件は何か」の原点に立ち帰って検討すべき問題であり、そのためには監査の職業的専門家である公認会計士の方々の意見が十分反映されたものとなることが、必要不可欠であります。私としても公認会計士三田会の皆様の御意見を十分拝聴し、振興議員連盟諸兄とも十分相談の上、本問題に対し慎重に対応する所存であるので、今後共ご指導ご鞭撻をお願い致します。

(注) 筆者は現在、竹下内閣の通商産業大臣。

## 中小会社監査の商法改正構想

— 最新西独事情との比較論から —



商学部教授 會 田 義 雄

### I 西独の監査事情との類似性

本表題は「中小会社監査の商法改正構想」副題として「最新西独事情との比較論」という限定が付されているがこのことは、前回の会報第11号において「EC指令・英国・西独事情」の題で、中小会社の監査の最近の動向について述べたうち、特に西独の事情が日本のそれと多くの面に於て、類似性をもっていることに鑑み、しかも、西独の中規模有限責任会社の監査制度が法令の改正でごく最近整備されつつあることに鑑みて、特に要請されたものと解している。

さて、日本の監査事情と西独のそれとの類似性乃至共通性をみるに、

(1) 法的規制である日本商法は、明治32年法律第48号として制定されているが、その商法は大陸法系のドイツ商法に範をとり、厳格な法的規制を設けていること、またドイツ商法と同様に株式会社と有限会社等の企業形態をもっている共通性が指摘されよう。

(2) 職業会計人のタイプをみると、極めて少数の公認会計士(日本では約9,000人、西独では約4,500人の約済監査士)と監査専門の監査法人、(西独では監査会社)にとどまること、更に両国

共に比較的多くの税理士（日本では約 48,000 人、西独では約 29,000 人）が会計職業人として会計業務を担当している特徴が指摘されよう。これらの事情に比較して、米国では約 20 万人の公認会計士、英国では約 14 万人の会計士（イングランド・アンド・ウェールズ勅許会計士協会等 3 つの勅許会計士協会と 1 つの公認会計士協会所属の会計士）がおり、英米では日独におけるような独立の税理士制度をもっていない。

(3) 日本の公認会計士試験も、西独の経済監査士試験（3 回の受験回数の制限のある点は別）も、共に難関な資格試験であり、毎年、少数の合格者しかいない点も指摘されるが、両国共に戦後は、英米の証券取引法を背景とする投資者保護のための監査制度及び企業内容開示制度の充実という課題に当面している共通性が指摘されよう。

更に日本と西独の経済事情については、その国民総生産、1 人当り国民所得、粗鋼生産、乗用車生産等の多くの経済指標に大差はないことも指摘されるが、然し、両国には株式会社の数（日本は 100 万社超となるが、西独は約 2,500 社）等に大きな差があるという事情は認められよう。

両国の差異が認められるとしても、会社の監査事情については、前述のように多くの類似性がある。しかも、中小会社の外部監査制度の在り方という「世界共通の問題」については、まさに両国にとって類似性が多いために、共通の課題があるとも解される。そして、この中小会社の監査制度について、EC 加盟国は画期的な制度改革を行いつつある事情が認められる。その意味で日本と多くの共通性をもつ西独の事情を要約しつつ、日本の構想との違いを検討することにした。

## II 最新の西独での監査事情

### (1) EC 4・7・8 号指令と決算基準法の制定

EC 加盟国は会計及び監査について、特に中小有限責任会社の会計及び監査並びに連結決算方式の合理化のために、下記の 3 指令を EEC 条約第

54 条第 3 項(g)号に基いて、その実施が義務づけられた。

- ①第 4 号指令…会社の決算、監査及び開示、
- ②第 7 号指令…連結決算書
- ③第 8 号指令…監査人の資格

この 3 指令に対応して、西独では「決算基準法」(Bilanzrichtlinien-Gesetz; BiRilig, 財務諸表指令法とも訳出されている)が制定され、またそれに関連する会計士法も改正された。まずここでは決算基準法の要点をみると、次の点が注目される。

④ 本法は 1985 年 12 月 19 日付（12 月 24 日の連邦官報に掲載）で制定、1986 年 1 月 1 日より発効、その強制適用は 1987 年 1 月 1 日以降開始する事業年度からである。

⑤ 資本的会社は次の 3 基準のうち過去（直近）2 年間連続して何れか 2 つの基準に該当する場合には、大・中・小会社の何れかに分類される。

規模別 項目別	小 会 社	中 会 社	大 会 社
貸借対照表 総 額	3.9 百万 マルク以下	15.5 百万 マルク以下	15.5 百万 マルク超
年間売上高	8 百万 マルク以下	32 百万 マルク以下	32 百万 マルク超
平 均 従 業 員 数	50 名以下	250 名以下	250 名超

注目されるのは、この大・中・小会社の区分に応じて決算書の区分、開示及び監査義務について差異を設けている点である。

⑥ 決算基準法は、その資本的会社に対して、決算・監査及び開示の義務を課し、かつ、夫々の義務は、規模が大となるに従い、その要請の度合いも次表のように増大している。

次表によると、小会社にあっても商業登記の開示が要請されていること、大会社はもとより、中会社の場合も被監査義務のあることが注目されよう。

規模別 項目別	小 会 社	中 会 社	大 会 社
決 算 書	簡 略 化	やや簡略化	詳 細 化
被監査義務	なし	あり	あり
開 示	商業登記	商業登記	官報公示・ 商業登記

㊦ 現行の開示法 (Publizitätsgesetz) によると、すべての株式会社 (AG) 及び過去3年連続して、3つの基準 (年間売上高250百万マルク以上、総資産125百万マルク以上、平均従業員数5,000人以上) の内、2つを満たすその他の会社 (資本的会社、人的会社を問わず) は法定監査を受けなければならなかったが、今次の決算基準法により、前記㊦のように、資本的会社の内、大会社及び中会社は、外部監査人の監査を義務づけられたのみならず、前記の中会社に限り、計理士 (Vereidigter Buchprüfer…宣誓帳簿監査士とも訳出されることが多い) が、この外部監査も (決算監査人として) 担当できることになったのが注目される。

㊧ この監査制度の改正によって、有限会社 (大よそ33万社) の内、約2万社近く (大規模有限会社約4,000社、中規模有限会社約15,000社) が監査義務を生ずるものとされている。

## (2) 会計士試験と会計士等の諸事情

既述のように西独における経済監査士 (公認会計士に相当するもの) は、試験もきわめて難関であり、日本のそれと同様に会計士は少ないのであるが、因みに1985年1月1日現在のドイツ会計士自治会の会員数は次の通りである。

経 済 監 査 士	4,637	監査会社	920
計 理 士 (宣誓帳簿監査士)	100	計理会社	1
監査会社所属の 会 計 士	441	(合計)	6,099

ところで経済監査士 (公認会計士) 試験は実務等の条件のほか、筆記試験 (企業監査制度、経営

経済学、国民経済学、経済法、税法の各領域から7問出題) と口述試験 (3問中より1問) がありしかも3回の受験回数しか認められていない。尚、税理士については税法に関する試験は免除されている。

さて、問題となるのは計理士 (あるいは宣誓帳簿監査士) であり、それは前記表に示した通り、最近では100人にとどまるが、1986年7月1日から1990年1月1日までの限定期間 (3年半) 中に簡易試験によって約10,000人増加することが予想され、その有資格者は中会社の決算監査人 (又は暫定的有資格者) となって監査に従事できる仕組みになっている点である。この3年半の期間中の簡易試験は筆記試験と口述試験から成っており、また受験許可要件として①申請時に税理士又は弁護士であり、少なく共、5年間その業務に従事していること、②少なく共、3年間の監査実務経験を有するか、会計士受験の前提となる実務経験が証明されることを要し、他方、有限会社の決算監査に係る監査制度、経済法、経営経済学の筆記試験 (4~6時間) と口述試験 (1時間以内) に合格することが前提とされている (2回までの受験チャンスあり)。また、この簡易試験受験許可が受理された申請者にして、中会社以上の会社の決算監査契約の依頼を受けたことのある者は、暫定的に決算監査人に任命される (但し1990年12月31日までに簡易試験に合格しないと、その任命は無効となる)。

更に有限会社についても大会社 (約4,000社) については経済監査士の監査が新たに要請されたことでもあり、計理士、税理士、弁護士を経済監査士として簡易試験で任命する特別措置も設けられた。それは受験要件として①申請の直近5年間それらの職業を主たる業務としていること、②1987年1月1日の直近2年間、税務乃至監査を広汎に営んでいること等の要件を備えているときに1986年7月1日から2年半に限り、簡易試験

〔筆記試験(6時間内)と口述試験(1時間以内)〕に合格した場合には経済監査士になる特例が認められた。そして、この特例にはなお筆記試験の免除規定(監査実務の特別の経験)があり、かつ暫定的有資格者の制度も認められた。

### Ⅲ 西独の特例と日本の構想との比較

以上、西独の成文法主義に立脚した、やや複雑な法改正の特例について紹介したため紙面が乏しくなった。そこでわが国の中小会社の監査の構想については、本誌での他の方々の執筆も予想されるので、以下、日本の中小会社監査の試案等の構想と対比する見地で、西独の方式の特徴点を指摘するに止めよう。

(1) 西独の最近の中小会社監査に対処する姿勢は日本での調査(ある程度の確からしさ)とか指導方式などに比し、あくまでも「監査」を意図し、しかもその独立性を前提とした外部監査方式を重視しているのが注目されよう。

(2) 西独方式ではいわゆる中会社についてのみ計理士(宣誓帳簿監査士とも訳出されることが多い)による監査を認め、しかもこの計理士資格は特定の資格試験(筆記試験の特例の免除はあるが、少なくとも口述試験は必須としている)を課しているほか、暫定的に監査に従事してよいケースを認めているが、この特例もあくまで暫定(1990年12月31日限度)であり、この間に試験に合格することを条件としている。

(3) 経済監査士及び監査会社(公認会計士と監査法人に相当するもの)には職域の拡大(大規模有限会社への法定監査の拡大)が予想されることである。この点については、従来から任意監査が相当実施されていることもあり、また特例試験によって計理士、税理士等に簡易試験を課して経済監査士に任命する道もはかられており、従来の経済監査士の職域はそれほど変化するとは予想しがたい。しかしこれらの諸特例によって、大規模有限会社の相当数の会社は法定監査をうけねばならず会計士監査制度の充実が展望されよう。

## 中小会社の調査はどうなるか

— 法制審・商法部会審議の今後 —



法学部教授 倉 沢 康 一 郎

### (1) 商法改正のこれまでの経緯

昭和49年の商法改正および監査特例法の新設によって、大・中株式会社における監査役の業務監査権限の復活及び大株式会社における会計監査人の強制が法定されたが、その立法の際に国会は、今日の株式会社の実態に即応して、大規模株式会社については、利害関係人の利益保護と企業の社会的責任とを全うすることができるように、より一層厳格な法規制を要求するとともに、小規模株式会社については、「別個の制度を新設してその業務運営の簡素合理化を図る」ことを要求した(49・2・22参議院法務委附帯決議)。これを受けて法務大臣の諮問機関である法制審議会商法部会は株式会社法の全面的な見直しの作業に入ったが、その中で、特に大会社を対象とした企業の自治的監視機能の強化等を目的とする商法・特例法改正だけが、昭和56年に成立した。その結果、小会社のための簡素で合理的な立法の問題が残されたのである。

そこで、昭和56年改正法成立後ただちに、商法部会はいわゆる「大小会社区分立法」問題の検討に入り、昭和59年5月には、法務省民事局参事官室の名前で「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点」を公表し、その各問題

点に対する各界の意見をも参照した上で、昭和61年5月に「商法・有限会社法改正試案」を公表するに至った。そして、現在は、上記試案にもとづく法案要綱の策定作業が進められている。

## (2)「調査」問題の本質

このような経緯を特に述べたのは、その中に「調査」問題の根拠、乃至は本質がひそんでいるものと考えられるからである。というのは、「調査」制度のアイデアは、基本的に、小規模株式会社に対する法規制を簡素化するための前提条件として生まれたものなのである。

会計専門家による「調査」の強制は、わが国の中小企業にとって、ともすれば現在は課せられていない新たな重荷を負わされることとして受けとられがちである。しかしながら、会社法制のあり方という視点から見ると、出資者が間接有限責任しか負わず、しかも所有と経営の分離が可能な株式会社という組織を企業が利用するためには、関係者の利益を保護するために、それなりの厳格な法規制を受けざるを得ない。企業が株式会社組織を採ったために、他の組織には見られないような厳格な法規制を受け、これを遵守するということは、云わば株式会社制度の社会的コストなのである。所が百万社を超えると云われるわが国の株式会社の中で、その多くのもが株式会社に対する法規制を遵守しつくしてはいない。よく、「それでも実際に問題は起こっていない」などという人があるが、決してそんなことはない。わが国の裁判所における「法人格否認の法理」の多用は、そのことの端的なあらわれであるし、また、株式会社に対する債権者が経営者の個人保証をとることが日常的に行われるということは、実際界が株式会社組織に信頼を置いていないことを意味している。一国の会社法制として、違法が社会通念であるといったら、われわれは法治国家の名前を返上するほかない。

そうは云っても、今ここで国家が強権を発動し

て、眠っていた法的制裁を突如実行するなどということは、妥当性も実効性も持たないことである。まさに、大小会社区分立法という政策論的アプローチは、小規模会社でも遵守し得るような法制度を策定するということであって、云わば、現行法の下では株式会社と云えないような会社を、株式会社として正当化することがその目的なのである。その場合に、小規模会社を株式会社として正当化するということが、決して単なる違法性の追認であり得ないことは云うまでもない。そこでは、正当化を可能とする必要条件が求められなければならない。立案者は、これを「外部監査」に、求めるとともに、その実現可能な妥協案として「調査」を提案したわけである。

## (3)「調査」の問題点

試案に対する反響としては、「調査」に批判的な意見の方が大きかったようである。その要点は試案で示された調査内容を見ると、それを充足するためには、監査の方法による外なく、これを法制度的にあえて簡略化するものとすれば、本来の監査制度を形骸化する恐れを持つところにある。また、会計専門家として指定されている人々の間でも、これが商法上の法定的な地位になることによって、資格・責任等の問題が当然に生ずることを懸念する声があるようである。

商法のような国家の基本法規の立法は、単なる政策的要請のほかに、国民の多数のコンセンサスを得て初めてなされ得るものであって、筆者の個人的臆測では、「調査」それ自体がコンセンサスを得られる状況ではないように思われる。ただ、それでは、これに代わる小株式会社規制の簡素化の前提条件を充たす案が出されているかと云えばそれはない。

その点で、「調査」が直ちに立法作業の対象から外されるということは起こり得ないだろう。

(注) 筆者は現在、法務省法制審議会商法部会委員。



## “四月危機”・所感

— 世界会計士会議・ぐち話から —



昭30経済卒 村山 徳五郎

1. 昭和62年は私にとっては全く世界会計士会議東京大会の年であった。これを書いている今も（開会式から丁度1月目に当たるが）長い海外旅行から帰った後のような体調の変調から抜け切れない。尤も62年は私にとって会長再選の年でもあった。再び立候補する意志は前から固まっていたが選挙だけは水ものでやってみなければ分らない。自分がやるしかないという自負はあるものの（そういう心算で会務に当ってはいたが）とに角、年の始め頃は少し落着かない気持であった。結果は京滋会での手違いのような印象を受かる理事選挙の一事を除けば、総て無投票当選で決った。私はこの事実を世界会議にかける会員の総意の現れとみて世界会議の準備に拍車をかけた。然し当時は最も苦しい時期だった。今だから話せるの類いの話になるが、実は4月頃はこの年の世界会議開催を断念（中止又は延期）するかどうかの決断を迫られるような深刻な事態にあったのである。

2. 今回の世界会計士会議東京大会は6千名の参加者を予定して企画されていた（海外4千・国内2千の内訳）。私はもともとこの数の大きさに疑問をもっていったせいか、会長になって改めて組織委員会活動を点検してみると、準備企画面での活動はとも角、参加者勧誘面での遅れが特に目につい

た。その面では云わば根拠のない楽観論が支配していた。私は危機感を強くして組織委の中に新たに参加促進の為に推進準備会を設けた。これで自分が陣頭に立って、選挙の時のように足でかせがなければいけないと肚を決めたのである。

3. 九州の南の方でこれも参加推進の話をしていてふと気がついたことがある。夫婦二人で参加すれば登録料だけで25万円。旅費や宿泊代を入れれば50万円は下るまい。世界中どこにでもという訳にはいくまいが、近開のバックを探せば海外小旅行を愉しんでおツリがくる。然も東京は我等にとって海外のどこよりも魅力がない。海外での国際会議に例によって人も羨む程の大デリケーションが（数百名程であるが）組めるのとは事情が違うのである。大体が2千という数は、公認会計士たる会員の4名に1人に当る。同伴者を含んでの数であることは百も承知であるが、とに角、とてつもない数字である。何を当にして2千という数を受けあったのか、われながら訝しい。しかし当時は既に後悔みが何の意味も持たない段階にあった。私は理窟抜きでただただ協力をお願いする以外にないと覚悟を決めたのである。

4. 次に海外の方はどうなってゆくのか——。このところ、私自身もそれが人の耳に入り易いので何しろ円高で、と言訳をしていた。登録料16万円を円建てで決めた当時のドル換算額は650ドル。これは前回メキシコ大会の略1割増である。それが目安であった。今はそれが1,200ドルにも及ぶ。然も予備登録の開始は合憎く円高・ドル安の進行とほぼ時を同じくした。この1・2年の著しい円高が海外参加者の足を鈍らせたのは確かである。しかしそれだけが総てではないのである。

私は地球儀が好きで時々ゆっくり廻しながらぼんやり眺めているが、日本という国はどこから見ても遠い。極東とはよくも云ったもので特に経済先進国・会計先進国から遠い。東京で国際会議を開くということはパリやミュンヘンで開くのと様

子が違うのである。この度の世界会計士会議が海外参加者を4千名予定するという事は単純平均で1国当たり凡そ60名ということになる。云わば大衆動員である。大衆動員ということになれば地理的条件は十分勘定に入れておかなければならなかった筈である。今になって顧みると、とに角、最終的に3千名近い海外参加者があったという事実は、我れながら不思議なものに思えてくるのである。

5. それとはも角、4月上旬東京で国際会計士連盟（IFAC）の世界会議委員会があった当時の正登録者数は惨憺たるものであった。

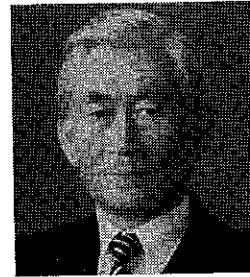
延期論・中止論が密かに囁かれたのはその時である。特に海外は不成績でこの為日本の出席者は激昂してIFAC側委員をなじる一幕もあった。同時にこの点は我々の方にも甘い誤解があったが、参加者を集める点でIFACというものが殆んど当事者能力を持たないことも明らかになった。手の打ちようがないのである。世界会議委員会は登録締切日を1か月延ばすことを決めて終った。

6. 世界会議の準備過程で私が最も悩みを深くしたのは、この4月の1か月である。5月にパリでIFAC理事会が予定されており、そこで何をいうかが迫られる形になった。4月は会長再選が実質的に決まる時期でもあった。再選が決って私は3千名の参加者があればやろうと密かに肚を固めた。今更後に退けない事情もあった。既に東宮御所からはご内意を戴いていたし（当初は皇太子両殿下のご臨席の予定）官邸にも話が通じていた。それが当方の都合で中止では、昔なら腹キリもの。私は折るような気持で登録者数の推移を見守った。今でも思い出すが世界会議委員会が暗い雰囲気で終ろうとするとき、尾沢相談役から「会長は運が強いからなんとかなるよ」と云って慰められた。それが当たった。4月末には、登録者数は増加して私の胸中の分岐点を超えるに到った。私は愁眉を開いてパリに赴いたのである。

※ 27頁につづく

## 栄えある塾出身の公認会計士像

— 若き血の公認会計士への期待 —



昭13経済卒 藤井 博

### 1. 珍しい存在

公認会計士三田会の世話役・西野清さんから、私に叙勲の感想を会報にかいてくれとのご依頼でしたが、私が勲五等双光旭日章というものを頂いたのは、もう一年半以上も前のことで、またとりたてて人様にお話できるようなことをしたわけでもないし、命題をもっと気楽なものに代えていただくなら、ということでお引受けすることにしましたが、ふと気が付くと、まわりには、塾員の先輩公認会計士が殆んどいなくなり、急に寂しさがこみ上げて来て、つい昔の思い出話がしたくなってまいりました。

\*

私は、いま72才、昭和13年経済学部卒、公認会計士になったのは昭和27年ですが、当時、三田出身の公認会計士は総勢で十数名くらいしかいませんでした。

このうち開業した人は恐らく10名ちょっとでしたでしょう。

\*

殆んどが戦後の混乱期に転業を余儀なくされた会社、銀行員等の出身者だったと思います。

そのころ全国の公認会計士総数は800名位でしたから塾員としては珍しい存在でした。

## 2. 三辺先生の存在

当時我々は、わが国・会計学会の重鎮で恩師の三辺金蔵先生を囲み、毎週火曜日の夜千代田生命の会議室を拝借して、三田会計学会の会合を細々と維持していました。

私は何時も最年少の部類でした。研究項目は、ペイトンのアドバンスド・アカウンティングで、はじめは順番に翻訳責任者をきめていましたが、後ごろは三井銀行で長年、海外支店勤務で英語の得意だった桜井公認会計士におしつけていました。この方は美智子妃殿下の叔父に当たる人で私より一と回り上の大先輩でした。

\*

当時法定監査が始まって間もない頃です。三辺金蔵教授の数多くの弟子達が「まだまだ」わが国財界のトップで活躍していました。

「まだ」というのは、戦前のわが国財界のトップは圧倒的に慶応義塾出身者で占められていたものです。この小数の塾出身・公認会計士が三辺金蔵先生の紹介状を持って歩けばたちどころにクライアントが手にはいると誰もが思っていました。

ところが、三辺金蔵先生は「公認会計士たるものが相手に頭を下げ、仕事をさせてもらおうと訪問して回るなどもってのほかである。」として頑として許さない。諸先輩達もみなじっと我慢しつつ、半ばうわの空でペイトンの原書をながめている次第でした。

\*

ところが財界の先輩から、各会社にはとくに公認会計士の名詞が束になり、クライアントの猛烈な奪い合いをやって、どんどん決ってしまっている、塾出身の公認会計士はなにをしてるんだ、という話が聞こえてきました。

さすがの先生も、「仕方がない。運動したまえ。」と言ってくれた頃は最早とくに手遅れで目ばしいところは殆ど皆決定済みです。早くこのグループから離脱していた一部の公認会計士以外は誠に

惨たんたるありさまでした。しかし、若輩の私にはこうした爽やかな気高さが、まさに「慶応義塾の心随」であろうと深く身にしみわたりました。

\*

## 3. 三辺先生の言葉

また三辺金蔵先生はよく「君たちが死ぬときは我こそは天下の公認会計士でござる、と閻魔大王の前をふんぞりかえって通るようにしたまえ。」とおっしゃっていました。

まことに、「公認会計士たるものは、常日頃、武士の魂で生きて行け」とのお教えでしょう。

そして、「公認会計士という職業は、それこそ慶応義塾のスローガン、独立自尊の精神を生かすに最も相応わしい筈だ、何故もっと多くの塾生が率先してこの道に進み、未来を開拓しようとしなないのだ、寧ろ官僚向きであったと思われた一橋大中大の人々がぞくぞく進出している、塾生が何れも大会社のサラリーマンの道しか考えていないようなのは誠に情けないことだ」と常々こぼしておられましたが、今日の公認会計士三田会の盛況をご覧になれば、どのようにお喜びのことでしょうか。

\*

## 4. 次期世代への期待

当時の催か小数の三田出身・公認会計士に託された先生の心意気は、現在、1,000名を超える塾出身・公認会計士・会計士補の心の中に引き継がれ、更に次期世代に申し送られてゆかなければならないと思います。

当時のグループの生き残りは、恐らく今はほんの3、4名にすぎますまい。

省みれば私など全くもって腑甲斐ない弟子の最たるものですが、せめて茲に三辺金蔵先生のお言葉の片鱗でも若干ご紹介させて頂き、皆様にも、栄えある塾出身の公認会計士像が描き出されれば、なによりと存じます。

(注) 筆者は、元日本公認会計士協会常務理事。

## 公認会計士と税理士業の両立

— 監査と税務業務に關聯して —



昭26経済卒 向山清志

公認会計士はその資格において一定の条件の下で、税理士業務を行うことができるが、公認会計士の行う監査と税務業務に關聯した課題として、それらが両立するか否かのテーマにつき、以下で検討することとしたい。

(1) 同一会社に対する監査証明業務と税務業務は利害關係を持つので、公認会計士としては、兼任することは出来ない。

換言すれば公認会計士は同一会社に対しては両業務を行うことは出来ないで、両立しないと云える。但し会社が異なればよいわけであるから、公認会計士業務と税務業務は両立すると言える。同一会社について、監査業務と税務業務の兼任が出来ない論拠は特別の利害關係を持つことにより監査人の経済的・精神的独立性が危くなり、公正な立場での監査意見の表明が出来なくなる恐れがあるからであろう。独立不羈の立場が監査を行う上で重要な意味を持っている。昭和61年5月15日に法務省民事局参事官室から「商法、有限会社法改正試案」が公表されたが、「試案」は同一人が同一会社において調査と税務を兼ねることが出来る立場を採っているようであるが、特別利害關係排除より考えれば、「試案」は更に検討を要すると考える。

(2) 監査業務と税務業務の兼任が出来ない法的根拠を次に挙げることにする。

\*

① 「監査基準第1一般基準の1」から

企業が発表する財務諸表の監査は監査人として適当な専門的能力と実務経験を有し、かつ、当該企業に対して特別の利害關係のない者によって行なわれなければならない。

\*

② 「公認会計士法第24条」から

公認会計士は財務書類のうち次の各号の一に該当するものについては第2条第1項の業務（財務書類の監査又は証明をすること）を行なってはならない。

④ 同条第一項（三）

前2号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害關係を有する会社その他の者の財務書類。

⑤ 同条第二項

前項第3号の著しい利害關係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に關する關係で、公認会計士の行なう第2条第1項の業務（前述の通り）の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

\*

③ 「公認会計士法施行令第7条」から

法第24条第2項に規定する政令で定める關係は次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等又は被監査会社との間の關係とする。

全部で9項目掲げられているが、その六項目に税理士業務が規定されている。

同施行令第7条

六、公認会計士又はその配偶者が被監査会社等から税理士業務（税理士法〔昭和26年法律第237号〕第2条に規定する税理士業務をいう。以下同じ。）その他法第2条第1項及び第2項の業務以

外の業務により継続的な報酬を受けている場合。

\*

④ 参考…「税理士法第2条」から

税理士は他人の求めに応じ租税に関し、次に掲げる事務を行うこと。

- 一 税務代理
- 二 税務書類の作成
- 三 税務相談

① 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成・会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。

但し、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

② 監査業務と抵触する税務業務は上記の税理士法第2条の業務を指しているので両業務を兼任することは公認会計士法上、許されない。この兼任禁止規定は監査責任者のみでなく補助者にも適用される。

⑤ 「財務諸表等の監査証明に関する省令第2条」から

三、法第193条の2第1項の監査証明を受けようとする会社について行う監査に、補助者として従事する者が、公認会計士法第24条第1項第1号若しくは第2号若しくは第3項又は公認会計士法施行令第7条第1項第1号、第4号から第6号まで、第8号若しくは第9号に掲げる関係を有する場合。

\*

(3) 以上の法規制等により、公認会計士としては監査業務と税務業務を同一会社において行うことは出来ない。

公認会計士として、監査人の独立性保持が、監査の基本であるからであろう。

(注) 現在、日本公認会計士協会東京会常任幹事。

## 公認会計士と弁護士業の両立

— 不動産鑑定士業務をも兼ねて —



昭31経済卒 吉田弘保

私は、公認会計士登録番号が6103で、現在、弁護士登録、不動産鑑定士登録も行っています。

\*

1. 私は、昭和31年、経済学部を卒業、その後、約10年、日魯漁業株式会社で経理課に勤務しました。学生時代は、会計学など学んだことがなかったのですが、会社に入って始めて借方貸方を学ぶ有様でした。

\*

2. 昭和37年頃日本能率協会が会社の経営診断をした際に、私も大変刺激を受けまして、将来経営コンサルタントになりたいなどと考えるようになりました。そこで昭和38年原価管理士の試験に合格、昭和39年に公認会計士第2次試験に合格しました。

その後会計士補の3年間は、公認会計士田口秀夫会計事務所でも補修をした後、昭和43年公認会計士の開業登録と同時に、神田で独立し、主として税理士業務を行ってきました。

\*

3. ところが、昭和45年公認会計士協会で、その頃不動産鑑定士の特例試験のためのセミナーが開かれました。これに出席したことがきっかけとなって、その年の夏、不動産鑑定士の2次試験に合格した。

4. この試験で民法が出題され、公認会計士の試験で商法が出題されたことから、なんとなく司法試験を受けてみる気になり、結局5回挑戦して、昭和50年に合格、昭和53年司法研修所を卒業と同時に、銀座で法律事務所を開業しました。

\*

5. 最後に不動産鑑定士の3次試験が残っていたので、これを受験して、昭和55年に不動産鑑定士の登録を行うことができました。

振り返ってみますと昭和38年から丁度17年かかったこととなります。本当に感無量というところでした。

\*

6. ところで、よく人から、どうして司法試験を受ける気になったのですかと聞かれるのですが、私としては、会計業務などで、中小企業のオーナーの税務相談にのっている都度、法律相談なども受けるところから、挑戦してみる気になったのです。

私は、現在、銀座で、法律・会計監査・税務・不動産鑑定総合事務所を経営し、7人ばかりスタッフがいますが、歴史的には会計業務の方が古いため、事務所全体の仕事量としては、会計業務の方が多いです。ただ、私、個人の時間配分としては、法律業務と会計業務が半々といったところです。

\*

7. 元来、法律業務は、裁判所での訴訟活動や法律相談を含めて、個人から法人に至る迄非常に範囲が広く、且つ、一つ一つの手作りで物を作るといった作業に近いものです。

一方、会計業務の方は、コンピューター会計に象徴されるように、どちらかという、同じ作業の繰り返しというか、マスプロに乗りやすい性格をもっています。そのため事務所経営の立場から云いますと、それだけ代理のきく範囲が広くなりコストダウンがはかり易いということが云えましょう。

8. 私の業務は、現在、第一勧業銀行や三越などの顧問をしている関係上、不動産に関する法律相談や税務相談が多いのですが、法律相談では、最近の地価高騰を反映して、不動産売買、相続贈与等の相談や、借地借家に関連した相談が多いのが特徴となっています。

ところがこれらの相談には必ずと言ってよいほど、税金問題がからんできます。ですから、どうしても不動産に関する税務問題については、深い知識が要求されることとなります。

この点、法律問題と税務問題を一緒にして相談に応ずることは、これからも大いに需要があるのではないかと考えています。

その他最近では日本経済新聞での講演などを引き受けています。

現在は、公認会計士監査業務としての中小企業投資育成会社監査、税理士業務としての会計業務を行い、コンピューターによる記帳代行業務も行っています。

\*

9. また、不動産鑑定士務としては三年程前迄は地価公示の評価員をしていたのですが、現在は、顧問先から依頼される鑑定を引き受けている程度です。

いずれにしても、法律と税務会計・鑑定とは、異質のものなのですが、その根っ子にあるものは共通点があるように思われます。

私のように一つ一つこつこつと仕事をするのではなく、多面的に多重的な性格の人間にはこういうことが向いているのかもしれない。

今後は、種々雑多な問題について、私なりにできるだけ努力をしていきたいと考えています。

将来共、「吉田弘保法律会計総合事務所」の所長として、公認会計士業務はもちろん、弁護士業務、不動産鑑定士業務をも併せ行え得る数少ない塾員の一人として頑張ります。

(注) 筆者は前日本公認会計士協会東京会幹事。

## 監査法人のMS業務を巡って

— MS業務での新しい戦略展開 —

昭33経済卒 小林 俊一

### 1. 監査法人のMAS業務への対応の重要性

高度情報社会の到来や経済のソフト化・サービス化の進展に対応して、企業経営は急速に変わろうとしている。



そして企業経営に次々と生起する新しいニーズに専門家の頭脳集団として監査法人がどう対処していけるのか、厳しく問われようとしている。

監査業務を主体にしてきた監査法人は、公認会計士の有するあらゆる機能を総合的に活用する機会に恵まれず、ある意味では実業界の期待を屢、裏切ってきたようにも思われる。

企業経営における変革の時代を迎え、企業経営のあらゆる側面において広範囲な指導性を発揮し積極的な役割を担うことが、監査法人に強く望まれようとしている。

監査法人はあらゆる業種、業態、規模における企業の“生きざま”を経験しており、この経験とノウハウを系統的に蓄積している。そこで監査法人は、財務・販売・生産・労務・EDPなど経営の各専門分野に精通した人材を活用した総合的なマネジメント・サービスにより、企業の利益管理を長期的視野に立って指導していくことが必要となってきた。

監査法人は、監査業務・経営診断・国際業務・MAS業務・EDP業務など多様な業務を複合化

あるいは総合化することにより、企業経営のどのようなニーズに対しても、最適な業務サービスを迅速に提供できる体制を整備していくことになる。

### 2. 監査法人におけるMAS業務の新しい潮流

技術革新の急速な進展、工業化社会から情報化社会への移行、輸出依存型経済から内需主導型経済への転換に対応して、監査法人のMAS業務はその裾野を急速に広げようとしている。

トータルサービス化の方向性の下で、監査法人のMAS業務には、次々と新しい潮流が芽生えようとしている。監査法人のMAS業務の新しい潮流について、要約すると以下のとおりとなる。

#### (1) ゼネラル・コンサルティング業務

- ①ベンチャー企業及びニュービジネスへの総合支援サービス業務、②株式公開準備企業へのトータルサービス業務、③ネットワークビジネス及び異業種提携ビジネスの為のコンサルティング業務
- ④M&Aの為のコンサルティング業務、⑤マーケティング戦略の為のコンサルティング業務、⑥リストラクチャリングの為のコンサルティング業務
- ⑦人材育成の為のコンサルティング業務、⑧資金の調達運用の為のコンサルティング業務、⑨不動産ビジネスの為のコンサルティング業務、⑩事業継承・相続の為のコンサルティング業務

#### (2) システム・コンサルティング業務

- ①各種EDPシステムの開発・導入指導業務
- ②システム監査業務、③新しいビジネスEDP化するための開発・導入指導業務、④各種情報ネットワークの為のコンサルティング業務、⑤コンピュータメカ及びソフトウェア企業との共同開発業務

#### (3) ソフトウェア開発業務

- ①新しい金融商品・不動産商品のシステム開発業

務、②新事業開発の為のコンサルティング業務、③地域開発・社会開発の為の計画・立案・指導業務、④各種シンクタンクテーマの受託業務

(4) ネットワーク情報サービス業務

①データバンク業務・V A N企業との提携による企業情報サービス業務、②ビジネス情報、M & A情報、先端技術情報、人材関係情報など企業向け各種情報サービス業務、③世界各国の最新税制など国際関係情報サービス業務

### 3. 監査法人の経営革新

企業経営におけるニーズの高度化、多様化の進展に対応して、監査法人も大きく構造変化を遂げようとしている。企業経営に次々と生起する新しいニーズに専門家の頭脳集団として機敏に対処していくには、きびしい努力により知識集約的な体質改善をなしとげねばならない。

監査法人の質的構造転換を図るには、

①各種専門分野に精通した人材をいかに確保し育成するか。②外部の頭脳も積極的に活用し、高度な頭脳集団をいかに形成するか。③頭脳への投資を重視し知識の活用を図る創造的経営をいかに行なうか。④異業種の有力企業と手を結び、それぞれの専門的機能を結びつけるリンケージの機能をいかに強化するか。⑤専門家各自の貢献度および能力の科学的評価により、組織運営の近代化・活性化をいかに実現するか等の課題の克服が必要となろう。一方2次試験合格者を、監査業務を出発点として実務につかせる慣行も、その見直しが必要となろう。M A S業務と監査業務の同時並行的な実務実践により、柔軟な発想と豊かな創造力をもった人材を計画的に育成することこそ最重要な経営課題といえよう。

(注) 現在、サンワ・等松青木監査法人代表社員。

## システム監査の展開を巡って

— コンピュータ会計の新時代 —

昭35経済卒 徳江 陞

昭和60年1月セキュリティ対策の実効性を担保するうえで効果が期待されるシステム監査に係る指針「システム監査基準」が公表され、10月にはシステム監査を行う技術者養成を推進する方策として第1回システム監査技術者試験が実施された。



ここで、システム監査が、関係者の間で話題にのぼってから約10年余を経てようやく社会制度の一つとして陽の目をみたのである。

しかしこの制度が定着するためには、いくつかの問題が解決されなければならない。

以下で、情報化の進展に伴うシステム監査定着化への課題とコンピュータ会計監査への対応に触れてみたい。

### 1. システム監査推進上のポイント

ここでいうシステムは、情報処理システムを意味している。

つまり情報化社会あるいは高度情報社会と呼ばれる社会にあって、その社会基盤の機能の一つを担っているのである。

因みに、情報化を定義すれば、「情報を物質、エネルギーに次ぐ第三の要素として認識し、その生成、加工、伝達、蓄積、利用を意識的に行なおうとする活動の総体である」となる。

情報を生成、加工、伝達、蓄積、利用する機能



を、情報処理システムがもち、これら情報処理システムが、日本全国(個人、企業、地方公共団体、政府諸機関およびその他事業体等)に存在しているのである。

システム監査は、これらの情報処理システム全体が対象となる筈である。

(1) 評価基準により2つに分かれる。

①経営者が設定した要求水準に達成するように、システムが情報を処理しているか否かを検討評価する—いわゆる内部監査としてのシステム監査

②経営者が設定した要求水準それ自身が、社外規範(法令等)に合致しているか否かを検討評価する—いわゆる公認会計士監査・監査役監査としてのシステム監査……の二つに分けられる。

③以上は、情報を受けとる側、すなわち利用する側の要求水準を評価尺度として、システム監査が成立していることを意味している。

(2) システム監査推進上の課題

前項で説明したように、システム監査は大きく2つ(または、監査主体からみて3つ)に分けられるが、今後解決を図らねばならない課題がいくつかあげられる。

①監査主体の能力水準の明確化と能力向上

システム監査技術者試験の施行は、監査人の能力水準を明らかにすると同時に能力向上に役立つことは間違いない。しかし情報技術の進歩は、監査人の不断の能力向上を要求する。継続教育の具体的施策確立が急がれるのである。

②監査手続の選択適用の体系化

監査証拠の明確化とそれを収集する技法の体系化である。

③システムの準拠性・信頼性・正確性・効率性・安全性の評価基準体系の確立。

システムの要求水準が監査の目的に合致しているか否かの評価基準の明確化である。

2. 情報化の進展と会計

(1) まず“技術”ありき。

情報技術—特に集積回路の高密度化はコンピュータを低廉、小型化させ、通信事業の自由化は、通信コストを低減し、これらがコンピュータ会計をはじめとして各種システムの開発を促進している。

どちらかといえば、まず“技術”があり、これに誘引されて爆発的に利用側ニーズが顕在化し、これらニーズがまた新技術を要求している、といった図式が成り立っているようである。

(2) コンピュータ会計の進む方向

会計は大きく財務会計と管理会計に分けられ、さらに後者は業績評価会計と意思決定支援会計に分かれる。

コンピュータの電子素子が真空管からトランジスタ、ICそしてVLSIへと進むにつれ、安く小型のコンピュータが製造され、これらが現場重点施策の一環で、オフコン、パソコンそして、ワープロとして導入され、会計自体が、意思決定の場で活用されるようになっている。

(3) DBMSのシステムの導入

従来3つの会計が別個にデータを有していたのが、データ・ベース・マネジメント・システム、(DBMS)の導入により、1つのデータを共有することが可能となっている。

そして通信回線によるネットワークの形成は、DBMSの導入と合わせて、会計を含めた複雑な情報処理システムを構築し続けるのである。

こうなるとシステム構築後の監査は意味があるのかどうか、監査の本質が問われることになる。

(注) 筆者は現在、日本公認会計士協会・理事。

## 会計の理論と実務を巡って

— わが国の会計教育の新課題 —

昭44経済卒 小幡 恭弘

### 1. はじめに

会員の皆さんは世界会計士会議に先立ち、10月7日から10月10日まで、京都において第6回国際会計教育会議が開かれたことをご存



じでしょうか。この会議も5年毎に各国持回りで開催され、会計教育の関係者で構成されています。今回の基本テーマは「国際理解のための会計教育と会計研究」であったが、公認会計士の間では同会議への関心は薄かったのではないのでしょうか。

しかし「公認会計士は産業界と学界の間に存在する」とよくいわれます。また我々が度々先生と呼ばれるのは、このことを背景としているからではないのでしょうか。よって会計教育、更にそれと両輪を構成する会計理論研究について公認会計士が無関心であってよいはずはない。

### 2. 会計教育について

本稿では会計教育について以下で若干の私見を述べさせて戴きます。先ず米国の最近の実情をAICPA発行のJournal of Accountancy (1987年8月号)の論文から探ってみます。Reorienting Accounting Education (会計教育の見直し)と題するこの論文は、AAA (米国会計学会)が任命した研究班による将来の大学における会計教育のあり方に就いてのレポートを、ベッドフォード教授が解説したものです。以下、その

要旨を述べますと、「会計専門家としての仕事は広範囲の情報産業となりつつあり、意思決定のための高度の情報を提供するため、より精緻な測定技術、複雑な分析手法、新しい情報技術を駆使しなければならない。しかるに会計教育は旧態依然としており、60年以上も教え方に進歩がない。会計専攻の卒業生は意思疎通の方法を知らないし、論理的思考もできないし、また責任をもった創造的思考もできない。教育技術は、未だに生徒の能力開発ではなく、教科書の中味を教えるのに重点をおいている。」

### 3. 大学教育への提案

かゝる問題に対処するため以下の三段階の大学教育を実施することを提案する。

①2年から4年間の一般教育では、意思決定のための情報を認識・調整・発展・伝達できる能力を養う。そのためには一般教養を身につけなければならない。

②2年間の一般的職業教育では、会計を情報の発展と伝達のプロセスとしてとらえ、会計の実務についた時に最低必要な知識・技術・能力を養う。

③1年間の特別職業教育では、より深い特殊分野を学ぶものであり監査、情報システム、情報公開、税務、経営相談等に分れる。

教育方法としては、講義及び絶対的な正解のある問題の出題と解答を主体とするのではなく、生徒自らが参加しながら学ぶものとする。このためにはケース・スタディ、調査とレポート提出、小グループによる討論を多く採り入れる。

上記提案を「1985年から2000年」の15年間に実施する」。

これらの問題点及びそれに対する提案は、まさにわが国にもあてはまるものである。

## 4. 日本特有の問題

更に日本特有の問題点を以下に列挙してみると  
①会計実務家（公認会計士，産業界の経理マン等）と大学教授の間に人事交流が殆んどない。（会計学専攻の学生，或いは公認会計士2次試験合格者でも，社会に出て実務教育に長期間を要するという現状の一因がここにあるものと思う。）米国での教授が殆んど公認会計士の資格と実務経験をもっていることと比較すると，残念なことである。  
②一講座が週一回で一年にわたる。最近では Semester制（半期毎に講座終了）をとる大学も出てきているようですが，より密度の高い教育を必要とする会計学では週2回半年で終了が適当です。  
③簿記論と会計学を分離している。両者は一体化して学ぶべきものであり，簿記だけを取りあげて一年も費やすことは無駄ではなからうか。簿記を軽視するわけではないが，簿記はテクニックであり，これに単位取得を認めるとするならば，それはそろばんやタイプにも認めるべきこととならう。

## 5. 終りに

以上，私なりの私見を述べましたが，これ偏えに，①大学での会計教育をより魅力あるものにする。②より実務に即したものにすることを希望するからに外ならない。

最後に上述の論文の中から会計専門家にとって明るい記述を引用します。

「高品質の情報を社会が要求していることは明確であり，同様に会計専門家はそのような情報を提供するのに相応わしい位置にあることも明らかである。」但しその次に条件が書いてあります。

「そのためには会計教育の見直しが必要である」と。

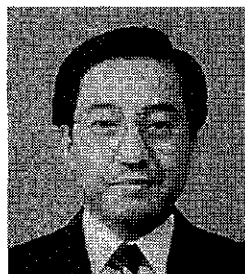
（注）日本公認会計士協会東京会税務副委員長。

## 国際会計事務所の監査業務を巡って

— 国際的会計基準への対応 —

昭42経済卒 青木雄二

製造会社の経理部4年の勤務の後，二次試験合格を経てプライスウォーターハウスに入り16年があつという間に過ぎた感がある。



いわゆるビッグ・エイトと呼ばれる国際会計事務所に身を置く者として，我国の会計が国際化社会の中でいかに対応していくかについて，日頃考えていることを述べてみたい。

- (1) 近年，会計をめぐる環境が大きく変化してきている。その一つは世界の金融・資本市場の一体化が急速に進んでいることである。日米欧の金融機関は，東京・ニューヨーク・ロンドンを中心とした世界の金融・資本市場を結んだ24時間取引が可能な体制整備を着々と進めており，日本での拠点を急速に拡大してきている。また外国会社の株式が続々と東証に上場されつつある。我国における株式の新規公開の中に，外国企業の日本法人の公開の動きが出てきているのも新しい流れである。
- (2) 二番目の変化としては，我国企業の国際的資金調達が一層進められていることである。欧州での資金調達に際して用意される英文財務諸表と監査報告書は，本国の基準すなわち日本の会計基準がそのまま認められるが，米国では米国の基準が適用されるため，米国でも資金調達を行っている我国の一流企業の相当数が，米国のSEC基準に

よる連結財務諸表を作成し、国内でもその基準で開示している。

(3) 三番目の変化は、我国企業の海外直接投資の一層の拡大であり、従来の一流大企業ばかりでなく中小企業にも急速にその動きが出てきていることである。これも全く新規に現地法人を設立させる場合もあれば、外国会社に資本参加したり買収する場合もある。

(4) 四番目の動きとしては、従来なかった新しい会計事象が次々と出てきており、他方、従来の会計基準では律しきれない会計事象の変化が大きくなってきている。例えば、新しい金融商品と呼ばれるものの急激な拡大や、リースや退職年金に係わる会計処理基準がこれらに該当しよう。

(5) 国際的な会計事務所にいると、以上の四つの大きな動きの全ての局面に日頃対応することになるが、公認会計士全体の問題として考えなければならぬと感じていることは、我国の会計基準と国際的な会計慣行（とりわけ米国の基準）との相違に関連する。上記のリースや退職年金の他、例えば税効果会計の適用の度合い、特別損益項目の取扱い、或いは一株当たり利益の算出方法等について我国の慣行が財務諸表利用者にとって適切であるかという疑問である。

(6) このように会計をめぐる環境が大きく変るなかで、新しい会計基準を設定したり、或いは従来の基準を見直しする体制は現状のままで良いのだろうか。申すまでもなく、企業会計の原則や基準を検討し、設定する機関として企業会計審議会があり、又、これを補完する組織として日本公認会計士協会の監査第一委員会、同第二委員会、会計制度委員会等がある。これら委員会の報告は、法的拘束力はないが、証取法の行政上の審査基準

となり事実上会計士協会会員に対する拘束力を有することにより、企業会計の指針として重要な役割を果たしてきたといえるであろう。しかし委員会報告が公表されるまでの過程に問題はないであろうか。委員会で起案されたものは、大蔵省、国税当局、証券取引所、経団連を始めとする関係諸団体等の意見を徴したうえで答申されるが、多くの場合は基本的に密室で討議して基準が作られる。このことは財務諸表利用者からの視点が確保された制度とは言い難いであろう。勿論それ以前に、適正な会計基準を設定するうえでの問題として、税法の確定決算主義や、商法に会計に関する規定が設けられ、又、商法監査が適法性を要求していること等により、会計実務が経済的実質より法形式にとらわれる傾向がある等、我国特有の制度的な面があげられよう。

(7) ここで会計先進国である米国に会計基準設定の主体と方法について学ぶ時期がきているのではないか。すなわち、FASBは会計士と経済界が資金を拠出した財団によって活動資金がまかなわれ、委員もフルタイムで高給が保証されている。基準書作成の過程を要約すれば、①プロジェクトチームによる問題点の調査と分析により、討議資料が作成、公表される。②公聴会を開催し、③公開草案を公表し、④これに対する各界の意見を斟酌し、委員の過半数の決議により確定される。採択された意見書にも、委員による反対意見が付記される。要するに、基準設定の過程が公開され、各界の意見が反映される体制ができている。これにより、論理的整合性を持ち、財務諸表利用者にとって有用であるとの支持を受ける適切な基準を作成する基盤が確保される。我国でもこのような体制作りを、早急に検討する時期にきていると思われる。

# 公認会計士三田会の有資格者の現況（昭和62年10月末）

昭22経済卒 西 野 清



## I 公認会計士・会計士補の全国版・現況

### (1) 公認会計士・有資格者数（62.10.31現在）

試験別	合格者数	死去数等	現在数
① 3次試験	7,144	433	6,711
② 特別試験	1,042	435	607
③ 特別試験	1,204	333	871
合計	9,390	1,201	8,189

### (2) 会計士補・有資格者数

① 2次試験合格者総数	9,477
② 2次→3次合格者外	7,418
③ 2次試験合格者現在数	2,059

### (3) 日本公認会計士協会・登録者数

① 公認会計士・有資格者総数	9,390
死去・未登録者数等(-)	1,326
公認会計士・登録者現在数	8,064
② 会計士補・有資格者現在数	2,059
死去・未登録者数等	158
会計士補・登録者現在数	1,901
(内)協会入会・準会員数	1,713
③ 監査法人・登録現在数	92
監査法人内・公認会計士総数	3,571

## II 慶應義塾出身者数・増加推移

### (1) 慶應義塾出身・協会会員、準会員内訳表

資格別	全国数	慶應義塾出身数	%
・公認会計士 会員数	8,064	740	9.2%
・会計士補 準会員数	1,713	277	16.2%
合計	9,777	1,017	10.4%

### (2) 慶應義塾出身者・増加の新記録続く

- ・昭和62年度において、公認会計士は別表の如く新たに40名が合格。また会計士補は新たに68名が合格。
- ・公認会計士登録の総累計は767名に達し、会計士補の登録数の288名を加算すると、両者の登録記録数は1,045名で、1,000の大台を突破した。この内、死亡等による抹消数が累計数で公認会計士27名、会計士補11名。
- ・上記により現存の公認会計士は740名、会計士補277名。合計数で1,017名が登録されている。
- ・昭和62年度、第二次試験合格者数の68名（別表Ⅶ）の内、50名が入会して準会員。この内の49名と未入会の18名を加えた67名が協会の実務補習所へ新たに入所した実績により、別表記載の如く、慶應義塾出身者が、入所者数等に於て他大学を抑え、増加数で13年連続トップの座を独占し続けている。これ正に輝かしい塾として誇るべき大記録ではなからうか。
- ・昭和61年11月より昭和62年10月末迄に協会に入会した準会員の総数64名の内訳として、62年合格者50名、61年合格者13名、48年合格者1名、この結果、準会員としての登録者数は277名となった。
- ・上記期間内の死亡等・登録抹消会員5名。

公認会計士……久米弘中(3386), 餅田巳之助(3326), 山田和彦(7910), 向川壽人(8859)  
会計士補……大熊理文(7652)

Ⅲ 慶應義塾出身・公認会計士数・年次別一覽表

種別 年次	公認会計士			会計士補			合計数		
	慶應出身者数	全国会員総数	同全体比	慶應出身者数	全国会員総数	同全体比	慶應出身者数	全国会員総数	同全体比
52/8月	258	5,385	4.8%	240	2,210	10.8%	498	7,595	6.6%
53/12月	311	5,544	6.6%	250	2,319	10.8%	561	7,863	7.1%
54/9月	331	5,672	5.8%	285	2,234	12.7%	616	7,906	7.7%
55/6月	360	5,854	6.2%	284	2,294	12.4%	644	8,148	7.9%
56/10月	451	6,429	7.0%	262	1,905	13.8%	713	8,334	8.6%
57/10月	532	6,974	7.6%	232	1,591	14.6%	764	8,565	8.9%
58/10月	583	7,286	8.0%	222	1,527	14.5%	805	8,813	9.1%
59/10月	624	7,486	8.4%	246	1,539	15.9%	870	9,025	9.6%
60/10月	667	7,706	8.7%	234	1,394	16.7%	901	9,100	9.9%
61/10月	704	7,904	8.9%	262	1,561	16.8%	966	9,465	10.2%
62/10月	740	8,064	9.2%	277	1,713	16.2%	1,017	9,777	10.4%

Ⅳ 慶大出身・公認会計士・昭和62年度登録・新人40名一覽表(自昭和61.11・至昭和62.10)

氏名	学部卒	登録番号	氏名	学部卒	登録番号	氏名	学部卒	登録番号
①河内 文	53経	9154	⑮度重 正喜	45経	9234	㉞岸 信一	58経	9299
②杉村 和則	57商	9156	⑯久保田 亮	52商	9241	㉟喜多村晴雄	57経	9304
③稲垣 正人	54商	9162	⑰北本 敏	53商	9246	㊱真田 光昭	58経	9309
④上林三子雄	58経	9165	⑱名和 道紀	57商	9248	㊲浅野 裕央	59経	9316
⑤油谷 成恒	58経	9168	⑳江波戸順子	56経	9260	㊳井沢 公博	57経	9319
⑥西橋久仁子	58経	9171	㉑志茂坂康史	59経	9273	㊴清水 信彦	53商	9325
⑦清水 邦俊	57経	9182	㉒岩本 正	54経	9275	㊵武士未研郎	44商	9334
⑧種本 勇	54経	9183	㉓五十幡理一郎	51商	9276	㊶佐藤 兆秀	56経	9349
⑨前田 隆一	57経	9191	㉔出縄 良人	58経	9279	㊷戸田 典尚	55商	9350
⑩平山 孔嗣	56商	9219	㉕曾根 康正	57商	9285	㊸中島 茂喜	55法	9388
⑪亀口 政史	55経	9220	㉖佐々木 洋	60経	9287	㊹小谷 清	58経	7140
⑫山下 隆	53商	9221	㉗石井 信行	59商	9289	㊺松下 幸民	59経	7142
⑬加納栄太郎	56商	9224	㉘石井 栄一	57経	9293			
⑭細谷 茂生	57経	9229	㉙松竹 直喜	57商	9295	(計)	40名	

V 第二次試験合格者・出身校別・一覧表(慶大13年連続首位達成)

— 会計士補・実務補修所入所数等・年度別調べ(57年度迄は東京実務補習所入所数) —

年次	順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	(注) (昭和62年度実績・慶大68は未入所1を含む。神戸大10、専修大9、関西大9)	
① 昭和48年度		慶大 42	早大 30	明大 18	中大 16	一橋 11	東大 9	日大 8	法大 5	横浜 2	立大 1		
② 昭和49年度		中大 65	慶大 61	早大 42	明大 25	東大 10	一橋 8	横浜 8	法大 7	立大 5	—		
③ 昭和50年度		慶大 32	早大 22	中大 16	明大 16	東大 9	日大 6	法大 5	一橋 3	—	—		
④ 昭和51年度		慶大 50	早大 44	早大 29	明大 28	一橋 14	日大 8	法大 6	横浜 6	立大 6	東大 5		
⑤ 昭和52年度		慶大 45	早大 44	明大 30	早大 26	一橋 13	日大 7	東大 6	法大 6	立大 6	横浜 5		
⑥ 昭和53年度		慶大 39	早大 37	中大 34	明大 13	一橋 6	法大 6	東大 5	横浜 5	立大 3	日大 2		
⑦ 昭和54年度		慶大 36	早大 29	中大 23	明大 14	一橋 9	法大 8	東大 5	横浜 5	立大 5	日大 5		
⑧ 昭和55年度		慶大 30	早大 30	中大 27	明大 17	一橋 9	横浜 8	法大 5	東大 3	立大 3	—		
⑨ 昭和56年度		慶大 26	早大 24	中大 20	明大 13	一橋 10	横浜 7	東大 6	法大 6	日大 3	立大 2		
⑩ 昭和57年度		慶大 26	早大 18	明大 16	横大 14	中大 11	一橋 8	東大 5	法大 4	立大 4	日大 1		
⑪ 昭和58年度		慶大 39	早大 34	中大 20	明大 19	横浜 9	法大 8	一橋 8	東大 5	立大 5	日大 2		
⑫ 昭和59年度		慶大 54	早大 40	中大 27	明大 20	一橋 12	横浜 11	東大 8	法大 6	日大 6	立大 3		
⑬ 昭和60年度		慶大 53	早大 36	中大 21	明大 19	一橋 13	法大 12	横浜 10	日大 9	東大 9	立大 2		
⑭ 昭和61年度		慶大 63	早大 56	中大 40	明大 28	一橋 12	横浜 12	東大 14	法大 13	日大 14	立大 4		
⑮ 昭和62年度		慶大 68	早大 49	中大 36	明大 27	一橋 15	横浜 15	東大 13	法大 7	日大 7	立大 5		
(計)		慶大 664	早大 502	中大 444	明大 303	一橋 151	横浜 117	東大 112	法大 104	日大 78	立大 54		

VI 慶應義塾出身・公認会計士・登録順一覧表(登録総数767名・抹消27名・現在数740名)

登録番号	登録数	抹消	累計数	(計)
一〇〇〇	一三	六	七	
一〇〇〇	一〇	三	一四	
一〇〇〇	一四	一	二七	
一〇〇〇	一四	一	四〇	
一〇〇〇	一八	二	五六	
一〇〇〇	二〇	二	七四	
一〇〇〇	二二	二	八四	
一〇〇〇	八	二	九〇	
一〇〇〇	二九	一	一一八	
一〇〇〇	三四	〇	一五二	
一〇〇〇	五三	二	二〇三	
一〇〇〇	六一	〇	二六四	
一〇〇〇	七〇	一	三三三	
一〇〇〇	六〇	一	三九二	
一〇〇〇	七〇	一	四六一	
一〇〇〇	七〇	一	五三〇	
一〇〇〇	六八	〇	五九八	
一〇〇〇	八五	一	六八二	
一〇〇〇	五八	〇	七四〇	
(計)	七六七	二七	七四〇	

Ⅶ 慶大出身・昭和62年度会計士補・有資格者・新人68名一覧表(自昭和61.11・至昭和62.10)

氏名	学部卒	登録番号	氏名	学部卒	登録番号	氏名	学部卒	登録番号
①星野 雄滋	62経	8230	②④佐藤 真奈	60経	8360	④⑦藤井 睦裕	・63商	8381
②安藤 武	62経	8231	⑤③岩部 俊夫	59商	8361	⑧⑥池本 隆一	53経	8404
③悴田 雅彦	60経	8234	⑥②西川 正房	56法	8362	⑨④西村 大三	57経	8445
④椎名 弘	・63経	8245	⑦①原島 真人	60経	8364	⑩⑤橋本 宗男	39経	未入会
⑤井野 正信	61商	8247	⑧⑧岡原 宏一	62商	8370	⑪①関本 明	53経	〃
⑥森 正人	62経	8248	⑨②内藤 哲哉	57商	8371	⑫②今村 博隆	57商	〃
⑦並木 秀行	58商	8249	⑩⑥村上 康二	・63経	8375	⑬③大塚 敏弘	59商	〃
⑧佐野 光夫	・63経	8250	⑪①山田美代子	59法	8389	⑭④大割 慶一	60商	〃
⑨宮崎 茂	59経	8252	⑫②岩尾健太郎	60経	8394	⑮⑤関根 敬子	60商	〃
⑩下山 卓士	62商	8254	⑬③今村 敬	61商	8415	⑯⑥大塚 祥文	61経	〃
⑪三富 康史	60経	8260	⑭④塩出 泰子	61商	8423	⑰⑦森山 武芳	61経	〃
⑫藤田 幸彦	・63経	8263	⑮③山本 正志	61商	8457	⑱⑧尾立 源幸	62経	〃
⑬小出 検次	62商	8279	⑯⑤吉田 充寿	62経	8460	⑳⑨桜井 紀彰	62商	〃
⑭菊地 博俊	60商	8280	⑰⑦村形 聡	62経	8467	㉑⑩中江 圭児	・63経	〃
⑮小林 伸行	61経	8282	⑱⑤村田 宏彰	62経	8476	㉒⑪森 俊明	・64商	〃
⑯田中耕一郎	・63経	8289	㉑③中塩 信一	51経	8479	㉓⑫池亀 均	・64経	〃
⑰山田 雅弘	58商	8293	㉒④秋葉 陽	60商	8484	㉔⑬植村 文雄	・64経	〃
⑱遠山 典夫	62経	8299	㉓④田島 幹也	58経	8485	㉕⑭金子 秀嗣	・64経	〃
⑲湯浅 敦	・64商	8325	㉔④山岸 彩子	62経	8492	㉖⑮沓名 教至	・64経	〃
⑳新井 達哉	・63経	8331	㉕④向後 真徳	60経	8509	㉗⑯松沢 博昭	・64経	〃
㉑木村 健	61経	8349	㉖④石塚 洋一	59経	8514	㉘⑰前原 啓二	60商	〃
㉒斉藤栄太郎	60商	8354	㉗④小笠原 昌	50経	8315	㉙⑱田畑 隆久	55法	8400
㉓和泉 年昭	57商	8359	㉘④森 智	60商	8513	(計)		68名

(注) (補習所新入所①～⑳ 67名・補習所未入所㉙ 1名)(・印の15名は現在は在校生)

Ⅷ 慶大出身・入会準会員・新人14名一覧表(自昭和61.11・至昭和62.10)

氏名	学部卒	登録番号	氏名	学部卒	登録番号	氏名	学部卒	登録番号
①中村 幸夫	62商	8128	⑥木村 充男	61政	8182	⑩若林 健太	62経	8205
②野島浩一郎	62経	8142	⑦竹之内豊明	49経	8183	⑫加藤 修二	48法	8218
③高山 昌茂	59商	8155	⑧小坂 義人	53商	8186	⑬高屋佐知子	62法	8224
④山本 宏和	59商	8171	⑨小川 真人	58商	8195	⑭沢口 雅昭	59商	8226
⑤並河 慎一	58経	8176	⑩横川 晴良	56商	8202	(計)		14名

(注) 準会員は62年合格の上記50名(Ⅶの内の①～㉙)を加えて総計では64名の増加となる。



## 義塾の近況—昭和62年—



広報課長 田 辺 久 夫

### 1. はじめに

14年後には21世紀を迎えようとしている今日、慶應義塾は、来たるべき新しい時代の社会の先導者たる人材の養成にむけて研究・教育面での更なる充実を図るべく、いくつかのビック・プロジェクトを進めている。

ここではその1年間の成果をご紹介したい。

\*

### 2. 藤沢キャンパス新学部計画

昨年1月、石川塾長の構想に基づき、評議員会において決定、取得した藤沢キャンパス新学部は「新学部検討委員会の答申」により、

- ①人間と環境の重視
- ②情報および情報処理能力の重視
- ③総合化の必要性
- ④国際性の重視
- ⑤創造的能力開発の必要性

の5つの基本コンセプトとのもとに計画を進めることになり、その学部名も

「環境情報学部」(学部長予定者・相磯秀夫理工学部教授)

「総合政策学部」(学部長予定者・加藤寛経済学部教授)

と発表された。

現在、新学部設立準備委員会第一委員会(学事

関係)、第二委員会(建設・経営関係)が発足し鋭意検討を進めており、教員組織も近く人選を開始する予定である。

新学部は、昭和65年4月開校を目指しておりそのための文部省への第一次認可申請の時期は昭和63年7月である。

\*

### 3. 慶應義塾在ニューヨーク高校開設について

国際化の進展とともに海外で生活する邦人はますます増加し、それとともに子女の教育問題は深刻化の一途をたどっている。

今回本塾がニューヨークに高校を開校しようと計画したのは、このような社会的要請に応ずるばかりでなく、国際化の進む社会のなかで義塾の研究・教育の海外での拠点づくりという面でも大きな期待が寄せられているところである。

義塾ニューヨーク高校は2、3年後の開校を目標に現在設置場所の選定と詳細な内容の検討が進められている。

\*

### 4. 理工学部創立50年記念事業計画

本塾理工学部は昭和14年に製紙王藤原銀次郎により藤原工業大学として設立された。

爾来工学部から理工学部へと着実な発展を遂げ明後年64年に創立50年を迎えるが、その記念事業としていくつかの計画が進められている。

まず、新しい科学技術分野の開拓とこれを担う人材を養成するため、大学院に

- ①「計算機科学」
- ②「物質科学」
- ③「生体医工学」

の3専攻を設置、さらにこの3研究グループにエネルギー環境研究グループならびに大型機器室を加えた総合科学研究センターの建設が計画の中心となる。

すでに記念事業の募金活動も開始されているので社中のご協力をお願いしたい。

## 5. 慶應義塾看護短期大学の開設

日進月歩といわれる現代医学・医療の変化に対応する看護教育の充実を目指す本塾初の短期大学である慶應義塾看護短期大学は、明年4月の開校を目指して現在文部省の認可を待つばかりとなっている。

この短大は1年間の一般教育課程と2年間の専門教育課程からなる3年制短大で看護の専門化に対応するとともに将来にむけて看護婦の社会的地位の向上に資するものである。

\*

## 6. 大学病院新棟の開院など

昭和62年は上記プロジェクトの進展のみならず本塾はいくつかの大きな事業を行った。即ち

①大学病院新棟の開院（5月6日）

②ビジネス・スクール25年記念式典

（10月14日）

③フォード第38代米国大統領に対する名誉学位授与式

（10月15日）

などがそれぞれである。

④春の6大学野球リーグ戦において本塾野球部は完全優勝を成し遂げ、さらに大学選手権に優勝し日本一の座に付いたことは記憶に新しい。

\*

## 7. 終わりに

87慶應義塾連合三田会大会は11月8日(日)に、日吉記念館にて開催された。

「若き血いつまでも」／「四谷新棟完成」／を掲げて、

87年大会実行委員長は奈良久弥（昭和22経）が更に32, 42, 52年の塾員が実行委員を分担された。

K賞の賞品4本の自動車4台は、

①フォルクスワーゲン・ゴルフ	1台。
②日産サニー	1台。
③マツダ・ファミリア	1台。
④いすゞ・ジェミニ	1台。

## 編集後記

◇昭和62年の日本公認会計士協会役員改選の結果、本部長に村山徳五郎（30経）、副会長に中村忠（18経）、常務理事に広田潤（31経）中嶋敬雄（35経）住田光生（37経）の3氏。理事に森重栄（34経）佐成豊彦（34経）徳江隆（35経）井堂信純（41商）久松一雄（28経）矢野毅（38経）の6氏。更に東京会常任幹事として西野清（22経）高橋元清（25経）向山清志（26経）長田信一（47経）奥津勉（47経）遠藤七三（9商）の6氏。同幹事として横山友義（11経）浅田弘（27経）乙益文隆（45商）の3氏。江東会長に高森啓至（38法）兵庫会副会長に井堂信純、四国会副会長に久松一雄、北部九州会副会長に矢野毅、東海会幹事に遠島敏行（37商）京滋会幹事に山本謙介（30経）近畿会幹事に国分純一（37商）四国会幹事に刈谷芳郎（30経）が就任。

◇昭和62年1月7日の公認会計士三田会の総会で世話人に西野清（22経）西谷誠一（25経）宇野皓三（30経）森重栄（34経）中嶋敬雄（35経）松原章隆（39経）向山清志（26経）佐成豊彦（34経）吉田弘保（31経）住田光生（37経）乗田紘一（38経）青木雄二（42経）野田晃子（36法）虫明孝義（36法）新海和夫（30経）丸山邦彦（42経）加藤晶春（49経）佐々木秀一（40経）佐藤良二（44経）高橋宏（46経）井堂信純（41経）の21氏。

監事に広田潤（31経）中瀬治通（45経）の2氏。相談役に中村忠（18経）中瀬宏通（22経）村山徳五郎（30経）藤井博（13経）の4氏が夫々就任。

◇公認会計士三田会会報第12号は昭和63年1月13日総会（早慶合同新年会・早大大隈会館で開催）で配布。士補受験者の為に行う公認会計士制度説明会に於て参加塾生（約700名）へも配布予定。

（後記・西野清）

## 参考資料

東証全上場会社（1,472社）の監査実態・監査法人等一覧表

項目別 監査法人別	被監査 会社数		従業員数		総資産額		資本金額		売上高		純利益額	
	順位	構成比 (%)	順位	構成比 (%)	順位	構成比 (%)	順位	構成比 (%)	順位	構成比 (%)	順位	構成比 (%)
太田昭和	1	13.18	1	23.08	1	26.24	1	24.75	2	16.89	1	21.88
朝日新和	1	13.18	2	14.29	3	14.21	2	16.10	1	21.04	2	15.37
サンワ等松青木	3	9.65	4	10.30	2	16.45	3	13.20	3	15.81	4	10.69
中央会計	4	9.58	5	10.18	4	12.13	4	11.01	5	8.48	3	12.12
センチュリー	5	8.42	3	10.35	5	11.29	5	8.50	4	8.60	5	8.17
新光	6	5.03	6	3.61	7	1.74	7	2.89	8	2.34	9	2.03
東陽	7	1.70	-	-	10	0.59	-	-	-	-	-	-
日本橋	8	1.22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
丸の内	9	1.02	8	1.48	-	-	-	-	-	-	-	-
西方	-	-	-	-	6	5.00	8	1.77	6	5.71	8	2.09
伊東	-	-	7	2.89	8	1.02	6	3.36	7	3.28	6	7.96
青山	-	-	9	1.38	-	-	9	1.07	9	1.58	7	2.18
瑞穂	-	-	-	-	-	-	-	-	10	1.56	-	-
その他法人	-	22.15	-	14.75	-	7.26	-	11.36	-	11.19	-	11.30
個人	-	14.87	-	7.69	-	4.07	-	5.99	-	4.69	-	6.21
合計		(100)		(100)		(100)		(100)		(100)		(100)

- (備考) 1. 日本大学助教授小関勇（企業会計 87. 10月号）東証上場会社の実態分析による。  
 2. 昭和 62. 10. 31 現在の監査法人数は総数で 92 法人。  
 3. 証券取引法監査適用会社数は全体で 2,793 社（昭和60年12月現在）

### ※7頁よりつづく

（追記）西独の最近の事情についてはアーサーアンダーセン社の宇野紘一氏の協力を得た。記して謝意を表す。

なお、西独の統計等は、加藤恭彦氏の「西ドイツ新商法と監査制度の改正」『産業経理』46巻1号の資料を参照している。

（注）筆者は現在、大蔵省企業会計審議会委員。

### ※10頁よりつづく

7. 三田の仲間を相手の心やすだてに、ぐち話とも手柄話ともつかぬものを書いた。他処では書けぬが、一度は書いておきたかったことのような気がする。書き了えて、内にたまった疲れが少しばかり抜けたような感じもするのである。

紙上を借りて、この会議にご協力戴いた多数の公認会計士三田会会員に、改めて御礼申し上げます。

（注）筆者は現在、日本公認会計士協会・会長。

## 研究資料

### 「商法・有限会社法改正試案」 に対する意見（抄）

日本公認会計士協会

#### 2. 会計監査人による（「改正試案」四3）

（意見）

会計監査人による監査を受けなければならない会社の範囲を社会的必要性に応じて拡大すべきである。

当面、少くとも、商法特例法第二条の基準を修正して会計監査人による監査の対象範囲を資本金1億円又は負債総額10億円以上の会社にまで引き下げるべきである。

なお、会計監査人による監査の適用範囲の拡大は「調査」の制度化との見合いで検討されるべきものではない。

（理由）①会計監査人による監査は、計算書類の適正性を保証する最も有効な手段である。

しかし、現行商法特例法の規定では、監査の対象会社の範囲は極めて限定されている。

監査の適用範囲は、社会的必要性に応じて拡大されるべきであり、監査の対象会社の範囲がどうあるべきかについては、利害関係者などに対する影響度等会社のおかれている経済・社会的環境を考慮して検討する必要がある。

少くとも、商法特例法第二条の基準を資本金1億円又は負債総額10億円以上の会社にまで引き下げて監査の対象に含めることは、この程度の規模の会社の経済・社会的影響度からみて当然である。

②「改正試案」は、商法特例法第二条の基準の修正を「調査」との関連で検討するとしているが監査の適用範囲の拡大は、監査そのものに対する社会的必要性に応じて決められるべきであって、「調査」の制度化との見合いで検討されるべきものではない。

#### 3. 会計調査人による調査（抄）

（意見）

「調査」に反対である。「調査」は監査と同様計算書類の適正性の担保手段となることを求めながら、監査を安易に簡易化しようとしたものであり、その有用性は認められず、むしろ利害関係者にとって有害なものとなる。また会計調査人の責任関係も不明確であり、社会的信頼が得られる制度として定着し得ない。

（理由）①「改正試案」では「調査」は監査と異なるものとされている。「一応」という部分を除けば、監査の目的・対象項目と同一であり、監査と質的に差異がなく、何ら簡易なものとはならない。

②「調査」では求めるべき心証の程度が監査より低く、「一応認められるかどうか」「一応の確からしさ」は抽象的な発想にすぎず、実務上、統一的、客観的基準の設定は極めて困難であり、専門家の行動規範とはなり得るものではない。

③「調査」の欠陥を補って有用なものとする方向を求めれば、「調査」は監査と同一内容のものとなり、会社の負担は監査と差異がなくなる。

④税務を行っている同一の会社について「調査」を担当できるとするならば、その担い手には、「調査」のもつ証明機能に不可欠の第三者性が事実上欠けることとなる。

#### 公認会計士三田会会報（第12号）

昭和53年1月1日創刊（毎年1回1月発行）  
昭和63年1月14日発行

編集発行人 〒194 東京都町田市本町田3450-161  
西野清  
発行所 〒194 東京都町田市本町田3450-161  
公認会計士西野清事務所気付  
電話 0427-22-8821  
印刷所 〒104 東京都中央区湊3丁目14番12号  
電話 03-551-2991  
有限会社岡田印刷所

振替口座 三井銀行・霞ヶ関支店  
（普通）149-4022583

塾出身の公認会計士・会計士補の有資格者は  
全員が協力し合って、公認会計士三田会の会  
員となるよう、左記迄に入会申込を願います。